

**令和8年度首都圏等販路開拓・販売力強化総合支援事業
(新商品販路開拓総合支援事業)に関する
業務委託参加意思確認及び提案を求める公告**

人口減少により国内市場の縮小が見込まれる中、県外（関西・首都圏）に岡山の県産品を広めていくため、商談・販売機会の創出等による販路開拓支援に取り組むとともに、県内事業者の商品力・販売力の底上げを図ることを目的として実施する「首都圏等販路開拓・販売力強化総合支援事業（新商品販路開拓総合支援事業）」について、公益財団法人岡山県産業振興財団（以下「財団」という。）を相手方とする随意契約手続を行う予定としているが、財団以外の者で下記2の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認するとともに、契約の相手方を選定する目的で、参加意思のある者からの提案書等の提出を招請するものである。

確認の結果、下記2の応募要件を満たすと認められる者からの提案書等の提出がない場合は、財団との随意契約手続に移行する。

なお、下記2の応募要件を満たすと認められる者からの提案書等の提出があった場合は、財団と当該応募者が提出する提案書等について審査を行い、契約相手方を選定する予定である。

令和8年2月25日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 企画提案に付する事項

- (1) 業務名 令和8年度首都圏等販路開拓・販売力強化総合支援事業（新商品販路開拓総合支援事業）
- (2) 業務内容 令和8年度首都圏等販路開拓・販売力強化総合支援事業（新商品販路開拓総合支援事業）仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 契約限度額 11,374,520円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 応募要件

企画提案に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類 5 企画・製作(情報・通信サービスを除く)、小分類 6 イベント企画・運営」に登載され、格付区分が A 及び B であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領(平成 19 年岡山県告示第 332 号)に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県から物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 県税を完納していること。

3 業務委託に関する事務を担当する課の名称等

岡山県産業労働部マーケティング推進室

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

電話：(086) 226-7365

FAX：(086) 226-7841

4 契約条項を示す場所

上記3と同じ

5 企画提案参加手続等

この企画提案に参加を希望する者は、次のとおり企画提案参加資格確認申請書（様式第1号）等を提出しなければならない。

また、企画提案参加者は、契約担当者から提出した書類等について説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(1) 企画提案参加資格確認申請書及び仕様書等の配布期間及び場所

① 配布期間

令和8年2月25日（水）から3月4日（水）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2条）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。

② 配布場所

上記3の場所に同じ。また、岡山県産業労働部マーケティング推進室のホームページからダウンロードすることができる。

(<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/320/>)

(2) 企画提案参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

① 提出期間

令和8年2月25日（水）から3月4日（水）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、県の休日を除く。

② 提出場所

上記3の場所に同じ

③ 提出書類

ア) 企画提案参加資格確認申請書（様式第1号）（1部）

イ) 会社概要（5部）

④ 提出方法

持参又は郵便等（書留郵便、配達記録郵便、その他これに準じる方法によるものに限る。）。ただし、郵送等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

(3) 企画提案参加資格要件の審査

企画提案参加資格確認申請書を提出した者について、参加資格の審査結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この企画提案に参加することができない。

(4) 仕様書に対する質問の受付及び回答

① 受付期間及び方法

質問は、令和8年3月4日（水）午後5時までに質問書（様式第2号）を電子メールにより提出すること。電話又は口頭による質疑には応じない。

送信先アドレス：marketing@pref.okayama.lg.jp

※電子メールの件名は「新商品販路開拓事業／質問書」とすること。

② 回答

電子メールにより回答する。

6 企画提案

(1) 企画提案書等の提出

- ① 提出期限 令和8年3月11日（水）午後5時（必着）
- ② 提出場所 上記3の場所に同じ
- ③ 提出書類
 - ア) 提案書【様式第3号】（原本1部＋写し4部）
 - イ) 企画提案書【任意様式。A4縦（横書き）左綴り。以下同じ】（5部）
 - ウ) 見積書【任意様式。代表者印を押印したもの。】（原本1部＋写し4部）
- ④ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

⑤ その他

企画提案書等の作成に当たっては、「令和8年度首都圏等販路開拓・販売力強化総合支援事業（新商品販路開拓総合支援事業）企画提案書作成方法等説明書」を参照すること。

企画提案書等提出後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 審査

岡山県産業労働部内に設置する審査会において、提案書の内容を審査し、審査結果については、速やかに提案者に通知する。なお、当該結果について、異議を申し立てることはできない。

7 契約書作成要否

要

8 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として、契約金額の100分の10以上の金額を県に納付しなければならない。なお、岡山県財務規則第155条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

9 その他

- (1) 契約を締結する際に、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内において、提案された内容を変更するよう県が求めることがある。
- (2) 提案者において、不適切な方法で企画提案書等の評価に影響を与えようとする事その他の契約の相手方としてふさわしくない行為や事実が確認された場合、当該提案者は失格とする。
- (3) 提案書等の作成、提出等に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返却しないが、その提案者の許諾を得ることなく、本プロ

ポータルにおける審査以外の目的に使用し、又は第三者に開示することはない。

(5) 令和8年度当初予算が岡山県議会で議決されない場合、事業を行わないことがある。この場合、(3)同様に県は提案等に要した費用を負担しない。また、当該事業は、国の補助金等を活用して実施するため、令和8年4月1日までに国の予算が成立しない等の場合、県は委託候補者に対して契約の内容や契約期間の見直しを求めることがある。